平成２４年（フ）第１２３１６号
埼玉県戸田市氷川町１丁目６―15―102
債務者　笹尾　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２１号
東京都中野区本町１丁目32―28―903
債務者　蒲原木綿子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５５号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西８丁目24―31―301
債務者　天野仁一郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５６号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西８丁目24―31―301
債務者　天野　通惠
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８８号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目18―６―203
債務者　真壁　貴樹
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８９号
東京都文京区白山２丁目29―11―102
債務者　遠藤　　文（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９４号
東京都足立区谷中４丁目11―10―101
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９５号
東京都福生市大字福生2343
債務者　岩部　郁子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９６号
東京都品川区豊町３丁目12―８　第１希望荘
債務者　伊藤　和憲
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９７号
東京都葛飾区青戸４―28―５―806、住民票上の住所千葉県市川市堀之内３丁目３―２―109
債務者　清田　政男
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０３号
東京都目黒区平町２丁目７―18　第１広幸ハウスＤ
債務者　熊谷　恵美（旧姓大坊）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０６号
東京都墨田区八広３丁目９―13―208　ＴＯＰ曳舟Ｎｏ１
債務者　女鹿　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０７号
東京都江東区北砂４丁目18―７―201
債務者　八十河和雄
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０８号
東京都目黒区目黒本町６丁目23―15　星野方５
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０９号
東京都板橋区小茂根１丁目24―７　センチュリーＴＫＢ．３―１Ｆ
債務者　田野　竜二
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部